

「教育等の振興に関する施策の大綱」体系（案）

宮城県教育基本方針

<本県教育行政の基本理念>

宮城県教育振興基本計画

(平成22年度～平成31年度)

- 本県の教育振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の教育の目指す姿や講ずる施策の方向性等を示すもの。
- 教育基本法第17条第2項に基づき県が策定。
- 宮城の将来ビジョンとの一体性に配慮

<計画の目標>

- 目標1 夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。
- 目標2 次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育む。
- 目標3 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、宮城の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。
- 目標4 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

<施策の基本方向>

- 基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成
- 基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成
- 基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進
- 基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり
- 基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり
- 基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

宮城県震災復興計画

(平成23年度～平成32年度)

- 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けた本県の今後10年間の復興の道筋を示すもの。

<復興のポイント>

ポイント9. 未来を担う人材の育成
被災地の教育環境の整備と子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ります。

<教育分野の復興の方向性>

- ① 安全・安心な学校教育の確保
- ② 家庭・地域の教育力の再構築
- ③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実

宮城の将来ビジョン (平成19年度～平成28年度)

- 県の施策や事業を進める上での中長期的目標と位置付けられるもの。
- 県政運営の理念や、特に注力すべき政策分野についての基本的な考え方、取組の方向性について示した県政運営の基本的指針。

「教育等の振興に関する施策の大綱」体系（案）

- 本県の教育の目標や施策の根本的な方針を示すもの。
- 地教行法第1条の3に基づき、知事が策定するもの（総合教育会議で教育委員会と協議）。
- 宮城県教育振興基本計画を土台に、宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画を一体的に整理し、反映。
- 宮城県教育振興基本計画の『計画の目標』を『基本方針』、『施策の基本方向』を『基本目標』とし、再整理。

基本方針

- 1 夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育みます。
- 2 次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育みます。
- 3 被災地の教育環境の整備を進めるとともに、子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ります。
- 4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、宮城の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくります。
- 5 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくります。

基本目標

- 1 学ぶ力と自立する力の育成
- 2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成
- 3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進
- 4 被災地における安全・安心な学校教育の確保
- 5 信頼され魅力ある教育環境づくり
- 6 幼児教育の充実と家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり
- 7 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進